

5 G サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第1章～第13章 (略)

料金表
通則
1～47 (略)
(注) (略)

別記
1 削 除

2～7 (略)

別表1 営業区域
1 (略)

2 5 Ghomeでんわに係るもの

区 分		通信を行うことができる地域
北海道地区	北海道	札幌市、赤平市、旭川市、芦別市、網走市、石狩市、岩見沢市、歌志内市、江別市、恵庭市、帯広市、北広島市、北見市、釧路市、砂川市、滝川市、千歳市、苫小牧市、根室市、登別市、函館市、美唄市、北斗市、室蘭市、紋別市、留萌市、稚内市
東北地区	(略)	(略)
	岩手県	盛岡市、奥州市、大船渡市、釜石市、一関市、北上市、久慈市、滝沢市、 <u>遠野市</u> 、二戸市、花巻市、宮古市、陸前高田市
	(略)	(略)
関東甲信越地	(略)	(略)

第1章～第13章 (略)

料金表
通則
1～47 (略)
(注) (略)

別記
1 通話モードに係る通信料
K D D I 株式会社との間に設置した相互接続点 (当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。) への通信に係るもの
その相互接続通信に伴うK D D I 株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、K D D I 株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)
5 G通信料	5 Gからの通信	20円 (22円)

2～7 (略)

別表1 営業区域
1 (略)

2 5 Ghomeでんわに係るもの

区 分		通信を行うことができる地域
北海道地区	北海道	札幌市、赤平市、旭川市、芦別市、網走市、岩見沢市、歌志内市、江別市、恵庭市、帯広市、北広島市、北見市、釧路市、砂川市、滝川市、千歳市、苫小牧市、根室市、登別市、函館市、美唄市、北斗市、室蘭市、紋別市、留萌市、稚内市
東北地区	(略)	(略)
	岩手県	盛岡市、奥州市、大船渡市、釜石市、一関市、北上市、久慈市、滝沢市、 <u>遠野市</u> 、二戸市、花巻市、宮古市、陸前高田市
	(略)	(略)
関東甲信越地	(略)	(略)

区	千葉県	千葉市、旭市、我孫子市、いすみ市、市川市、市原市、印西市、浦安市、大網白里市、柏市、勝浦市、香取市、鎌ヶ谷市、鴨川市、木更津市、君津市、佐倉市、山武市、白井市、匝瑳市、袖ヶ浦市、銚子市、東金市、富里市、流山市、習志野市、成田市、館山市、野田市、富津市、船橋市、松戸市、南房総市、茂原市、八千代市、八街市、四街道市
	(略)	(略)
	長野県	長野市、安曇野市、飯田市、伊那市、上田市、大町市、岡谷市、駒ヶ根市、小諸市、佐久市、塩尻市、須坂市、諏訪市、千曲市、茅野市、東御市、中野市、松本市
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
関西地区	(略)	(略)
	兵庫県	神戸市、相生市、明石市、赤穂市、朝来市、芦屋市、尼崎市、淡路市、伊丹市、小野市、加古川市、加西市、加東市、川西市、篠山市、三田市、洲本市、高砂市、宝塚市、たつの市、豊岡市、西宮市、西脇市、姫路市、三木市、南あわじ市、養父市
	(略)	(略)
中国地区	広島県	広島市、江田島市、大竹市、尾道市、呉市、竹原市、廿日市市、東広島市、福山市、府中市、三原市、三次市
	岡山県	岡山市、赤磐市、浅口市、井原市、笠岡市、倉敷市、瀬戸内市、総社市、高梁市、玉野市、津山市、新見市、備前市、真庭市
	(略)	(略)
	島根県	松江市、出雲市、雲南市、大田市、江津市、浜田市、益田市
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(注) 5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和6年1月1日時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2～別表7 (略)

附 則 (令和5年12月19日経企第3308号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった5Gサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

区	千葉県	千葉市、旭市、我孫子市、いすみ市、市川市、市原市、印西市、浦安市、大網白里市、柏市、勝浦市、香取市、鎌ヶ谷市、鴨川市、君津市、佐倉市、山武市、白井市、匝瑳市、銚子市、東金市、富里市、流山市、習志野市、成田市、館山市、野田市、富津市、船橋市、松戸市、南房総市、茂原市、八千代市、八街市、四街道市
	(略)	(略)
	長野県	安曇野市、飯田市、伊那市、上田市、大町市、岡谷市、駒ヶ根市、小諸市、佐久市、塩尻市、諏訪市、茅野市、東御市、中野市、松本市
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
関西地区	(略)	(略)
	兵庫県	神戸市、淡路市、相生市、朝来市、赤穂市、芦屋市、尼崎市、明石市、伊丹市、小野市、加古川市、加西市、加東市、川西市、篠山市、三田市、洲本市、高砂市、宝塚市、たつの市、豊岡市、西宮市、西脇市、姫路市、三木市、南あわじ市、養父市
	(略)	(略)
中国地区	広島県	広島市、江田島市、大竹市、尾道市、呉市、東広島市、福山市、三原市、三次市
	岡山県	岡山市、赤磐市、井原市、笠岡市、倉敷市、瀬戸内市、総社市、高梁市、津山市、新見市、備前市、真庭市
	(略)	(略)
	島根県	松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(注) 5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和5年11月1日時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2～別表7 (略)